吸収分割に係る事後開示書面

（吸収分割会社：会社法第 791 条第１項第１号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面）
（吸収分割承継会社：会社法第 801 条第３項第２号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面）

2025 年４月１日

京成電鉄株式会社

京成電鉄茨城ホールディングス株式会社

吸収分割に係る事後開示書面

2025年４月１日

（吸収分割会社）
千葉県市川市八幡三丁目３番１号
京成電鉄株式会社
代表取締役社長　小林　敏也

（吸収分割承継会社）
茨城県水戸市三の丸一丁目４番73号
京成電鉄茨城ホールディングス株式会社
代表取締役社長　松上　英一郎

京成電鉄株式会社（以下「京成電鉄」といいます。）及び京成電鉄茨城ホールディングス株式会社（以下「茨城ＨＤ」といいます。）は、京成電鉄を吸収分割会社とし、茨城ＨＤを吸収分割承継会社として、2024年12月20日付で吸収分割契約（以下「本件契約」といいます。）を締結し、2025年４月１日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、京成電鉄の茨城県下におけるグループ会社の経営管理事業及び茨城県下におけるグループ会社向け賃貸不動産の運営・管理事業に関して京成電鉄が有する権利義務を茨城ＨＤに承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関し、会社法第791条第１項第１号及び第801条第３項第２号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は下記のとおりです。

なお、本件分割は、京成電鉄においては会社法第784条第２項に定める簡易分割、茨城ＨＤにおいては会社法第796条第１項に定める略式分割に該当します。

記

1.　本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第１号）
　　2025年４月１日

2.　吸収分割会社における会社法第784条の２、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第２号）
　(1)　会社法第784条の２（吸収分割の差止請求）の規定による手続の経過
　　本件分割は、会社法第784条第２項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当す

るため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条第２項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

京成電鉄において会社法第 787 条第１項第２号に規定する新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

京成電鉄は、会社法第 789 条第２項及び第３項の規定に基づき、2025 年１月 20 日付の官報および電子公告により、京成電鉄の債権者に対し本件分割について異議申述の公告を行いましたが、所定の期間内に、同条第１項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の２、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第３号）

(1) 会社法第 796 条の２（吸収分割の差止請求）の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 796 条第１項本文に規定する場合（略式吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 796 条第１項本文に規定する場合（略式吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

茨城ＨＤは、会社法第 799 条第２項及び第３項の規定に基づき、2025 年１月 20 日付の官報へ公告を掲載し、かつ、知れている債権者への個別の催告を行いましたが、所定の期間内に、同条第１項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第４号）

茨城ＨＤは、本件効力発生日をもって、本件契約の定めに従い、京成電鉄の茨城県下におけるグループ会社の経営管理事業及び茨城県下におけるグループ会社向け賃貸

不動産の運営・管理事業に関して京成電鉄が有する権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更を登記した日（会社法施行規則第 189 条第５号）

本件効力発生日である 2025 年４月１日から２週間以内に行う予定です。

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第６号）

該当事項はありません。

以上